

令和3年度  
政策提言書



佐世保商工会議所青年部

# 目 次

□ご挨拶 .....	1
佐世保商工会議所青年部 令和3年度 会長 瀧口 太一	
□はじめに .....	2
□第1章 「地域振興券を継続的に発行する取り組み」に向けた提言	
1. 提言の背景 .....	4
2. 提言内容	
提言 I 「地域振興券を使ったハイコールド運動の取り組み」 .....	8
(仮)させば知ってお得！チケット発行について .....	11
(仮)させば知ってお得！チケット発行議案書(案) .....	13
予想効果 .....	16
3. まとめ .....	20

## □第2章 「育児と仕事ができる佐世保市」を目指す提言

1. 提言の背景 .....	21
----------------	----

### 2. 提言内容

提言Ⅱ 「育児のしやすい環境づくり」 .....	23
--------------------------	----

        【1】「病児保育施設の充実」

        【2】「病児タクシーの導入」

3. まとめ .....	40
--------------	----

□おわりに .....	41
-------------	----

□付 録 .....	42
------------	----

    令和3年度 政策提言委員会名簿

## ◆ご挨拶

現在の日本の出生率は、低下傾向にあります。ここ数年は、特にその傾向が顕著で、1.34 まで低下しております。長崎県はその中でも 1.64 と高い数値ではありますが、このまま出生率の低下が進めば、人口減少による労働力の不足、少子高齢化による現役世代の負担増など、様々な問題が悪化の一途をたどります。

また、経済面では新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大きく落ち込んでおり、感染症対策として外出行動の抑制等が行われ、消費者行動がコロナ以前に比べて大きく変化したことが、大きな影響を及ぼしております。

我々が暮らすこの佐世保市も例外ではありません。いかに人材を確保し、経済を発展させるかが重要な課題です。

そこで、令和3年度の佐世保商工会議所青年部は、「人は力なり」をスローガンに掲げました。「人」が全ての行動の根幹にあり「人」が存在し続けることが何より重要です。当会の目的は、地域商工業の発展と、地域社会の福祉の増進に寄与することです。

5年に渡って行ってまいりました政策提言活動により佐世保市の多くのことを学ばせていただきました。そして、6年目となる令和3年度の政策提言テーマは「この情勢だからこそ、地元企業を大切に！」とし、佐世保市の地元企業の発展と、働く環境について捉え、昨年度からの内容を引続き検討し、政策提言委員会を筆頭に取組んでまいりました。長文になりますが、最後までお目通しいただければ幸いです。

紙面未筆、誠に恐縮ですが、行政機関の方々におかれましては難しい時期にも拘らず意見交換会にご協力いただきましたこと、一同を代表して心より感謝申し上げますとともに、当提言が地域の発展の一助となりますことを祈念し、巻頭のご挨拶とさせていただきます。

佐世保商工会議所青年部  
令和3年度 会長 濱口 太一

## ◆はじめに

今年度も前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症による世界的な大流行により、佐世保市でも令和3年の11月時点で、1,500人を超える新型コロナウイルス感染者が確認され、感染者数の増減により多くの制限や影響を受けることとなりました。

ようやくワクチン接種などの取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫がこれまでより生じにくくなり、感染拡大が生じても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能になってきたようです。世界的にみると未だにコロナ感染拡大をしている地域もあり、日本でも第6波が必ず起こるだろうと言われる方も多数いらっしゃるなど、判断を許さない状況が続いています。(令和4年1月現在)しかしその状況下、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図ることが特に大切になってきます。

2年以上続く感染症により、引き続き経済面での影響は非常に大きく、再開を待たずに倒産する企業も爆発的に増える予想が出るなどさらに問題が深刻化している現状だといえます。

今年度、政策提言活動を行うにあたり、佐世保商工会議所青年部では、この社会情勢下、佐世保の企業がすこしでも元気になる様にそして、共働きをする方々が働くときにすこしでも負担が減るような方策を考えてみました。

今年度の提言テーマを「この情勢だからこそ、地元企業を大切に！」と掲げさせていただき、前年度に引き続きパノローカルに対する提言と、地元企業がより働きやすい環境になるための提言を挙げさせていただきました。

このコロナ禍で落ち込んだ経済がさらに動き出すように、佐世保市内の企業や店舗がより活動をしやすくなるような政策提言になるように考えてまいりましたので、是非最後までご覧いただきます様よろしくお願い申し上げます。

## この情勢だからこそ、地元企業を大切に！

### ◇提言内容

#### 第1章 「地域振興券を継続的に発行する取り組み」に向けた提言

##### 【地域振興券を使ったバイローカル運動の取り組み

「地元消費で地元企業を活性化！今だからこそ改めてバイローカル！」

(仮)させぼ知ってお得！チケット発行について

(仮)させぼ知ってお得！チケット発行議案書(案)

#### 第2章 「育児と仕事ができる佐世保市」を目指す提言

##### II 育児のしやすい環境づくり

【1】「病児保育施設の充実」

【2】「病児タクシーの導入」

## ◇第1章 「地域振興券を継続的に発行する取り組み」に向けた提言

### 1. 提言の背景

昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症における影響を受け、全国の経営破たん件数が累計 2,496 件となったとのこと(R3. 11. 26 E時点)でコロナ禍以前の最高破たん件数だった、2011年の800件の3倍以上の件数となっています。

R3年2月以降、月の破たん数は100件超えが続き、9月には160件、10月には164件と2か月連続で最多の破たん件数を記録しました。

緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の解除後もコロナ破たんが減少する気配はなく、11月も前月と変わらないペースで推移しているとのことです。

飲食店などの営業制限の緩和など、消費関連企業を中心に需要回復への期待は高まっている上、最大規模の財政支出を伴う経済対策を実施する見通しとのことではあります。経営体力の低下による息切れ破たんや、経済活動の本格再開に伴う資金需要や人手不足問題に対処できない企業が増えることも懸念され、コロナ関連破たんは息切れ型による脱落を中心に、引き続き高水準で推移する可能性が高まっています。

(参考:東京商工リサーチHP)

コロナ感染症の初の発症者がR2年の1月に確認されて以降、約2年が経過しましたが、現在も感染者数は増減を繰り返し、そのたびに活動や県外移動の自粛などを余儀なくされています。海外や県外からの観光客も減少傾向のまま推移しており、地元企業の中にはネットショッピング対応への環境を準備するなどの対応策をとっていかねば立ら行かない所も多数出てきています。

しかし、そのような中、事業者によってはネットショッピング対応への環境設備がひとつの負担となっています。大手ショッピングサイトに出品すれば、出店料や各種手数料が掛かります。併せて、自社の検索順位を上げるためには、ポイント給付や広告費の出資も必要になり、さらにネット上の価格競争が激化している中で、出店を悩み諦める事業者も多く存在します。

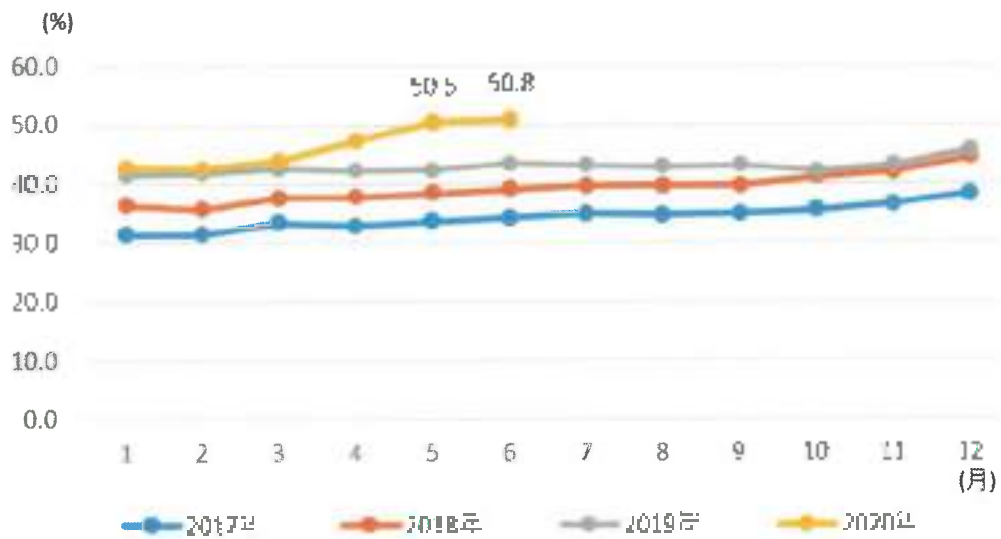


図1 ネットショッピング利用世帯の割合の推移  
(2人以上の世帯、2017.1～2020.6)

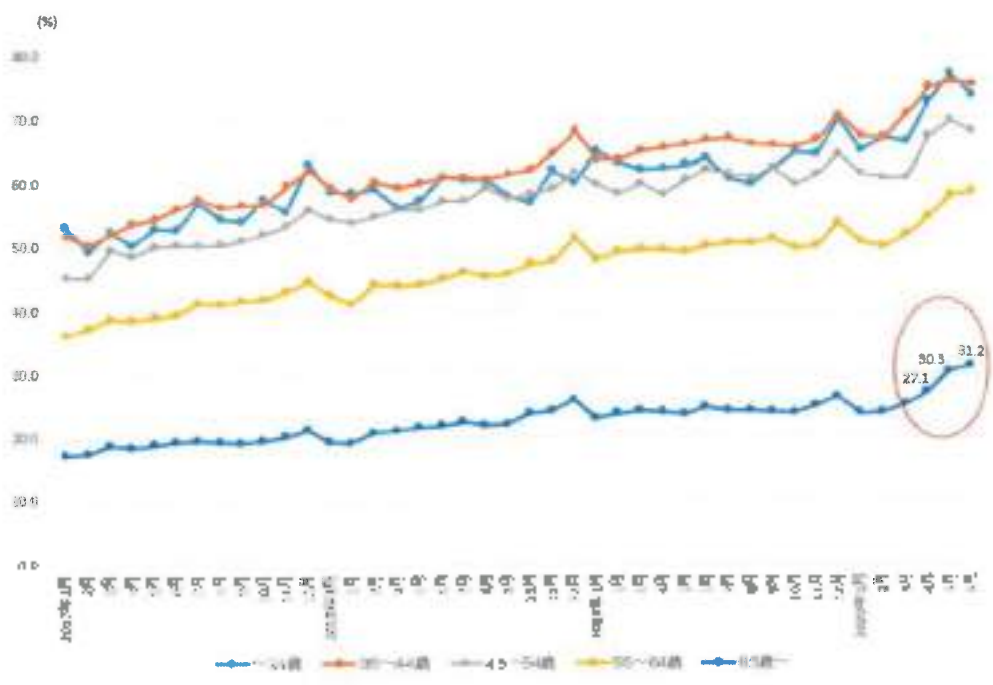


図2 ネットショッピング利用世帯の割合の推移(世帯ごとの年齢階級別)  
(2人以上の世帯、2017.1～2020.6)



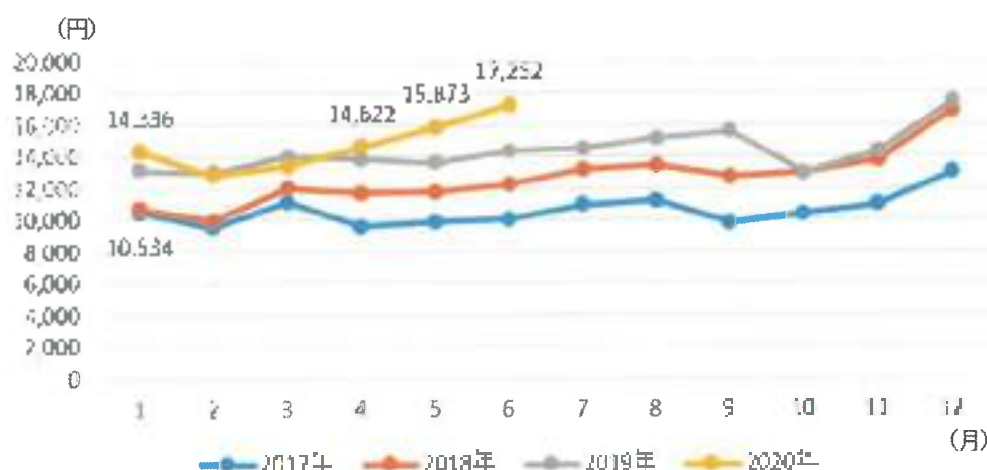


図3 ネットショッピングの支出額の推移  
(2人以上の世帯、2017.1～2020.6)

また、一方で上図のようにネットショッピングの普及率はコロナ禍において更に急速に上昇しており、年代に関わらず利用率や利用額が増えてきていることがわかります。

つまり、こうした時代に対応できない事業者は、経営状態が悪くなり、従業員を減らし、更には閉店・廃業に至ることも想定され、場合によっては空き店舗やシャッター街が今以上に増加すると考えられます。

こうした現状・課題から、地元商店および飲食店の減少を抑止するために、市民に地元での消費を呼びかける、バイローカル運動が必要と考えます。

地産地消と同様の意味を持つバイローカルを広く市民に発信することは、コロナ禍のこの時期がからこそ、特に有益な取り組みであると考えます。

市民の所得を地元商店・飲食店で消費をすることで、事業所の売上が上がり、売上が上がれば雇用者と賃金が増え、地域内消費へとつながる。また取引増加で、別商店の売り上げが上がる。というように地域内経済を好循環させることが重要となります。

例をあげると、市民が1日 300 円、地元商店および、飲食店で消費をしたとすると、佐世保の人口は約 24 万人なので、年間 300 億円が地元消費に繋がったということになります。

バイローカル意識を向上させ、地元消費を促すことは今回のコロナウイルス感染症といった有事の際など、国土保書の根幹を支える一助になるはずです。

ただし、バイローカル運動を発信し、地産地消を呼びかけていくことは、一朝一夕に進むものではありません。

冒頭に述べた通り、経営破たん先がどんどん増加している現状を少しでも早く改善できる方策が求められます。

その状況を踏まえ、前年度の提言に引き続き、バイローカル運動を発信していくことを改めて考え、「**地域振興券を使ったバイローカル運動の取組**」による地域経済の活性化について提言します。

## 2. 提言内容

### 提言Ⅰ 「地域振興券を使ったバイローカル運動の取り組み」

前述のようにバイローカル運動を発信し、地産地消を呼びかけ・啓発を行っていく事はとても大切なことですが、先までに述べた活動だけでは一朝一夕に進んでいくことではありません。

そこでネットショッピングなどの代わりに地元消費を促していける方策として、地域振興券の発行を思いつきました。コロナ禍で疲弊した佐世保の企業をなるべく早く盛り上げるためにも有効ではないかと考えます。

#### 地域振興券とは

国の緊急経済対策として、若い親の層の子育て支援・高齢福祉年金などの受給者・所得の低い高齢者層の経済的負担を軽減することにより、個人消費の喚起と地域経済の活性化を図り、地域の振興を資するために発行される商品券などのことを言います。

額面より安い価格で購入でき、利用者は決められた冊数を限度に購入できます。地元企業の商品やサービスに利用が出来る、様々な企業や商店が参加しています。

#### 地域振興券のメリット

(1)まだ記憶に新しい、昨年度佐世保市で発行された「させぼ振興券 2020」は発行総額 42 億 7800 万で、うちプレミアム率は 15%となっていました

また、有効期限があることにより、期限までに使い切らなければならないため、一定の利用の促しにつながりました。

また、お約りが出ないという性質があるため、使いにくいと言われる反面、額面以上の利用につながることも想定できます

(2)地域振興券は地域限定の商品券なので、ネットショッピングの購入への支払いには向きません。発行された地域の売店舗利用がメインになるので、こちらも地元消費・バイロ・カル運動に効果を与えます。

### なぜ地域振興券か？

地域振興券を発行して利用をしてもらうことで、地元で循環する金額を増加させることが出来ます。

今回、継続的に地域振興券を発行したいと考えています。これは、継続的に発行することで、地元企業を継続して応援していくこと、バイロ・カル運動を推し進めていくこと、佐世保市が地元企業を大事にしている市であるとアピールすることに繋がると考えているからです。

### 地域別、継続的に発行する地域振興券 (仮)させば知ってお得！チケット利用イメージ



※チケット利用イメージ①



※チケット利用イメージ②

色々な地域の店舗や企業を知ってもらい、地元消費やバイコ・カルの意識を高め  
てもらうため、地元企業や佐世保市民がお得に利用できる。また、佐世保市が地元企  
業を大事にしていることをアピールできるチケットについて考えました。

## (仮)させば知ってお得！チケット発行について

(地域振興券を継続して発行したい)

### 「継続発行」の意味

今まで佐世保市でも地域振興券事業は4回ほど展開されていますが、直近のさせば振興券 2020も販売店や市民に、効果があったということで素晴らしい事業になりました。今回の提言テーマとして、単発ではなく継続的に地域振興券を発行することを考えました。具体的には、使用期限を従来の3～4か月ではなく1～2か月程度にします。また発行回数を1回ではなく、年4回程度に分散、継続して発行するというものです。これは、業種によって売れやすい販売時期が変わる特性に合わせて、どの業種にとって地域振興券が有用な物となっていきたいと考えたからです。

また、地域振興券事業は、一定の効果があるということが分かっていますが、バイローカルの意識向上や地元商店や企業に対してどのくらいの効果があったかは各店舗の意識調査という形でしか見えてこない現状もあります。

そこで今回は地域を限定した形を取り、普段買い物に出かけない地域なかにどういう企業や店舗があるのかなどを佐世保市民に対して興味を持ってもらうこと。更に、地元企業や商店を実際に利用してもらい、バイローカルへの意識の向上を促していくことを目的とします。

佐世保市での買い物がお得であること、佐世保をもっと知ってほしいという意味を込めましたが、佐世保市が継続的にバイローカル運動を啓発していくことで、佐世保市民のバイローカル意識が高まることに繋がります。同時に、佐世保市が地元企業や店舗を大切にしている自治体であることもアピールできると考えます。

地域割りについては、人口の分布をもとに、下記の支所別の人口表、地域構成図より4つのエリアに分けました。

・相浦エリア+北部エリア

・中北部エリア+日平エリア

・東部エリア

・佐世保中央エリア

佐世保中央エリアが約8万人、他エリアは5～6万人の人口分布になります。

それぞれ地域核となる場所である、相浦・大野・日平・大塔・早岐といった場所が含まれており、それぞれの地域を盛り上げるツールにもなると考えられます。

R3.12.1 現在の支所別人口

区分	町数	前月				今月			
		世帯数	人口 総数	男女		世帯数	人口 総数	男女	
				男	女			男	女
佐 世 保	310	104,867	240,421	114,023	126,397	102,833	240,212	112,363	127,849
立 尾	105	88,292	73,747	38,037	35,710	98,238	78,544	36,048	42,496
相 浦	17	12,432	27,303	13,867	13,436	12,425	27,475	13,661	13,814
早 岐	25	13,899	32,828	15,518	17,310	12,838	32,615	15,502	17,112
日 平	8	14,748	26,802	12,853	13,949	11,250	26,731	12,424	14,307
大 野	12	7,546	17,433	7,938	9,501	7,572	17,438	7,955	9,483
中置園部	13	4,632	14,828	5,408	5,292	4,537	11,682	5,403	6,282
楠 木	11	4,501	9,857	4,793	5,064	4,464	9,841	4,783	5,056
興 良	1	203	347	172	175	202	345	172	173
三 川 内	14	4,459	8,675	4,244	4,431	4,450	8,670	4,241	4,429
針 尾	4	733	2,227	1,105	1,122	764	2,221	1,103	1,118
江 上	4	3,020	7,045	3,250	3,795	3,030	7,047	3,245	3,822
宮	7	4,250	8,891	4,342	4,549	4,232	8,902	4,353	4,549
吉 井	18	4,900	9,821	4,247	5,574	4,892	9,823	4,238	5,585
世和原	16	4,122	8,927	4,374	4,553	4,125	8,922	4,373	4,549
平 久	10	4,111	8,829	4,351	4,478	4,110	8,828	4,352	4,476
小 笠 々	10	2,227	5,700	2,723	2,977	2,225	5,697	2,722	2,975
江 邊	21	2,054	4,971	2,250	2,721	2,051	4,959	2,249	2,716
鹿 野	13	1,622	4,091	1,964	2,127	1,617	4,088	1,962	2,124



※地域構成図

**(仮)「させば知ってお得！チケット」発行事業(年4回)事業計画書(案)**

【概要】消費者にアンケート調査を実施したところ、登録事業所の約7割が「効果あり」と回答し、また消費者の約9割が事業を高く評価した結果となった。コロナ禍における個人消費の低迷が依然続いていることなどから、本市内における“地元消費喚起”と“地元購買促進の一助”また“地域住民の生活支援”とするために(仮)「させば知ってお得！チケット」を発行することを計画した。

【目的】コロナ禍の中、県外からの流入激減、活動自粛などの影響から、経営破たんをする企業が全国的に増加の一途をたどっている中“地元消費”すなわちハイローカルへの意識を高めていくことが求められている。

今回、年4回地域別の発行とすることで、それぞれの地域の店舗や企業を知ってもらいきっかけにしてもらい、地元での購買を促進することで本市経済の活性化を図ること、実際に各地域での効果を調査することを目的とする。



## 【内容】

1. 事業主体
2. 発行予定額 1回あたり2.8億円(うち、1.3億円(30%)がプレミアム分)
3. 発行額面 ◆500円券×2の6枚(プレミアム分×1枚含む)の6枚振96,000円を  
5,000円で販売したがし、3,000円分は市内に本店がある企業のみ利用可※(今回限り除外)
4. 購入上限 1世帯あたり5冊まで(105,000円(5冊×21,000円)が購入と仮定)
5. 実施期間 販売期間 1.5か月毎の全4回(1年あたり)
6. 有効期間(商品券使用期間) 発効後およそ1～2か月間
7. 登録店舗手数料 1,000円(のみぎりやスナッカーに使用)
8. 換金手数料 (①中小企業者・小規模企業者…0% ②大企業…1%(商品券回収額×1%))
9. 使用可能店舗は、庄原市内で事業を営む店舗(事業所)で、当該事業に参加を希望する事業所とする。但し、次のいずれかに該当する場合は、対象外とする。  
(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第5項に該当する営業を行う者  
(2) 特定の宗教、政治団体に関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行う者  
(3) 役員等が暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
10. 商品券は、物品の販売または役務の提供などの取引において使用可能・現金との交換は禁止とする。商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるときの使用は不可。不動産または金融商品(たばこ・商品券、印紙、証紙、切手、ハガキ、有価証券、ボール券、図書券、ブックオフカード等の換金性の高いもの・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務・国や地方公共団体への支払)(税金・水道料金・市指定ゴミ費等)
11. 振込手数料 1回につき一定額の負担(250円前後)
12. 釣銭 お釣りは出さない。

## 事業計画書(案)についての補足 「させば振興券 2020」と違う部分について

- ・プレミアム率を15%～20%へ引き上げ・・・地域別に発行ということもあり、特にプレミアム感があつた方がよいこと、また全てが500円の券でまかなえるように20%にしました。
- ・利用できる店舗の制限・・・発行を全4回に分け、それぞれの発行ごとに利用できる地域を制限しました。これにより、利用できる店舗を探してもらい、それぞれの地区を盛り上げる狙いがあります。
- ・発行冊数について・・・プレミアム率を引き上げたことにより全体の冊数はその分減少させ、継続発行をすること、利用期限が短くなることや利用制限等も作るため、全世帯数の3割程度が購入すると仮定し、13万冊×4回としています。
- ・登録店舗手数料について・・・バイローカルの意識向上を購入者だけでなく、販売者にも考えてほしいため、イベントに登録する意識づけとして有効とすることを考えました。ステッカーやのぼりを継続的に使用するなど、運営の面でも有効にする必要があると考えます。
- ・換金手数料等について・・・使用制限を設ける予定ですが、前回のさせば振興券 2020と同じ水準にしました。

## 予想効果について

「させば振興券 2020」において、普段の買い物ではなく、振興券入手がきっかけとなった商品や、サービスの購入した割合はそれ以前と比べて減少傾向にあり、約 20%という水準になりました。

振興券を利用した目的

	2009年度	2010年度	2015年度	2020年度(今回)
普段の買い物を、振興券で支払った	61.7%	41.5%	74.9%	80.4%
振興券の入手がきっかけとなった商品・サービスの購入	38.3%	58.5%	25.1%	19.6%

振興券を利用した目的(年代別比較)



※株式会社「会議所」による「させば振興券 2020」報告書より抜粋

これは、コロナウイルス感染症による経済悪化により、普段の買い物に充当されたこと、飲食店への自衛要請や感染症予防のための活動自衛などの要因も含まれるため、コロナウイルス感染症などの要因が解決することにより上昇することが考えられますが、

今回提言における振興券の予想効果としては、1年間をわたって実施する事、未だ世界的にみるとコロナウイルス感染症がまん延している状況を加味し、「させば振興券 2020 年」の結果と同じく、20%の予想とさせていただきます。

## (仮)「させば知ってお得！チケット」予想効果

最終消費額 7.8億円(1回あたり)

(100%発行分が利用された場合)

振興券がきっかけとなった商品やサービスの購入額 1.56億円

(ただし、これに振興券での支払いにあわせ追加支出した現金などの額が加算される)

実際の販売額の中から、最低6.24億の需要増加が見込め、実際には支払いに合わせて現金の追加出費も出てくるため、さらなる需要増加額を見込める。

「させば振興券2020」においては、アンケート結果によりこの部分が約6%ほどになり需要増加額の率は全体の26%となりました。

仮にこの率で計算すると2億を超える需要増加額となります。

各地域に対して2億を超える需要増加が見込めれば地元へ循環する金額も増え、地元消費の意識が向上することによりさらなる需要増加が見込めます。

また、今回は新型コロナウイルス感染症対策を含めた佐世保市内での販売・購入の循環を特に考え、市内の方への販売という形にしていますが、継続的な発行が出来る様になれば将来的に外貨獲得のために佐世保市外の方へのチケット販売も考えることができます。

例えば、佐世保市の港へ停泊した観光客に対して販売をすることで、佐世保市外や県外へ旅行される観光客を佐世保市に留めるもしくはお土産などの販売促進に繋げることができると考えます。

県内でも、佐崎市、五島市、小値賀町、新上五島町、佐世保市宇久町で利用できる「ながさしまとく通貨」の様に旅行先の候補として遊んでいたがくための取り組みがなされ、県外観光客の利用も推進されていました。

コロナ感染症などが落ち着いたときには観光客を呼び込むための方策の1つともなり、額面以上の効果が見込めると考えます。



### 佐世保商工会議所青年部としての取り組み

この地域振興券事業が発足した際には青年部としても、佐世保市内の消費を喚起し、地域経済の活性化を図るために、例えば商店街協同組合や、地域の商店街などに対してのイベントを働きかけることができると考えています。

具体的には、長崎県の諫早市における令和3年11月から発行される「いさほや地域振興商品券事業に係る商店街等消費拡大事業補助規程」のような取り組み、つまり各商店街等が地域振興券発行時に実施する独自のイベントなどに対しての応援や広告、印刷物等の補助を行えるような企画の立案を行い、それを商店街協同組合や、地域商店街へ働きかけていくことです。

これにより大型の店舗などに偏りがちな地域振興券消費を、地元商店街へさらに分散させることができ、且つ、地元消費への興味や意識を向上することにもつながると考えます。地域別の発行にすることにより働きかけの活動もしやすくなります。

地域振興券発行事業を利用し、地元店舗や商店街が集客できるイベントを開催することで、売る側にも地元消費やバイローカル運動の意識が井生え、更に地元店舗が盛り上がるための方策が生まれていくと考えています。

また、商品券発行への取り組みの前段として、次年度以降、新型コロナウイルス感染症の状況次第になりますが、例えば前年提出させていただいた提言書の中の「させばマルシェ」のような佐世保市内の事業所を集めたイベント・事業を実施する、もしくは商店街のイベントのお手伝いをさせていただく際に、その中で利用できる商品券として、(仮)させば知ってお待ち！チケットを簡易的に発行、運用をしてみることでその実用性の有無を検証の一つとして報告が出来るのではないかと考えています。

### 3. まとめ

今回、継続的に発行する地域振興券という提言をさせて頂きましたが、昨今では、地域の特性や地域の取り組みを〇〇の街という形で押し出す自治体が増えてきたように感じます。観光など、外部からの金銭を獲得していくことはとても大切ですが、コロナウイルス感染症や災害といった有事の際はどうしても地元消費に頼らなければならぬ場面があることが分かりました。

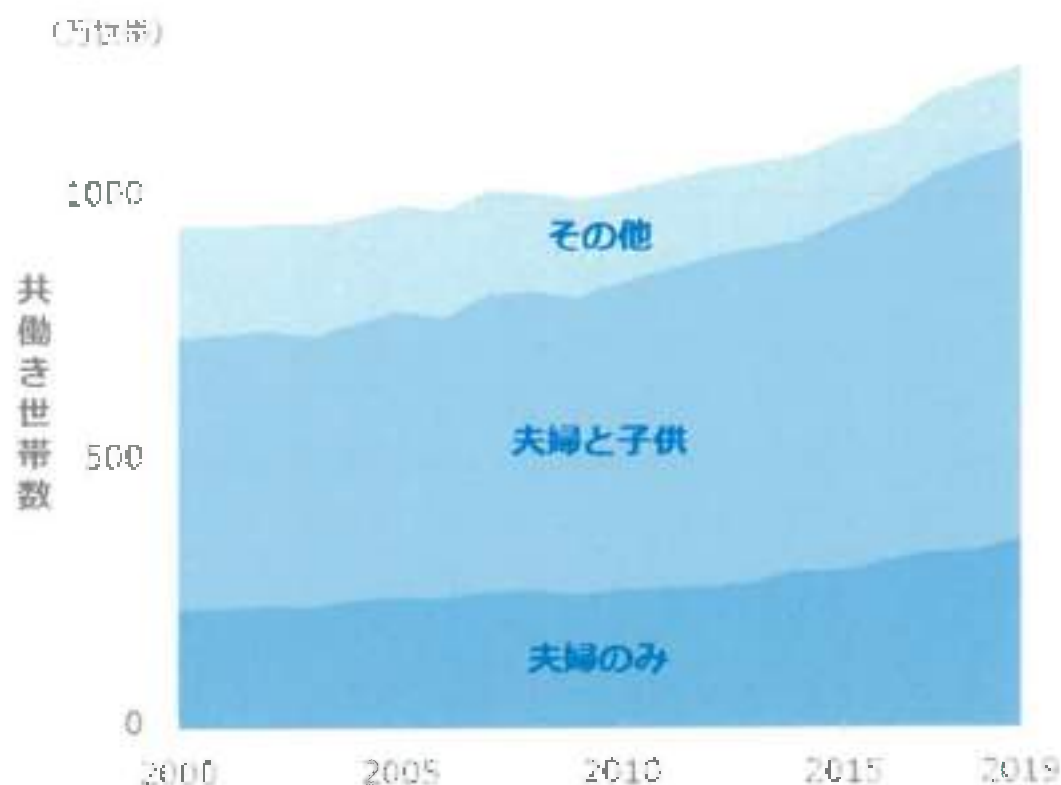
この情勢だからこそ、地元企業を大切に！佐世保の企業が元気に活動をし、佐世保市民に頼り、頼られることが佐世保市を支える二台になると考えます。佐世保市が元気に活動が出来るとなれば更に市外、県外、海外からの観光客需要を今まで以上に高めることができ、佐世保市内の企業が更に元気になるという好循環が生まれていきます。

佐世保市の財源を利用して、地元の企業や店舗を支えてもらうという所で難しい部分は多々あると考えますが、ハイローカルの街、地元消費の意識の高い佐世保市を目指すための第一歩として、各地域を盛り上げていくためにも、改めて検討いただきたいと考えております。

## □第2章「育児と仕事ができる佐世保市」を目指す提言

### 1. 提言の背景

近年、日本において女性の社会進出は目覚ましく、各企業においても女性の雇用人数は増加の傾向にあり、また男性社員の育児休暇制度など福利厚生の中でも変化がみられてきています。海外に比べるとまだまだ遅れているとはいえ、共働きの夫婦をベースに社会が対応して、育児と仕事どちらも出来る環境であることが当然といっても過言ではない時代になってきていると考えます。



※統計局 労働力調査より抜粋

上図にもあるように子供がいる共働き世帯が年々増えており、2000年には513万世帯でしたが、2019年には745万世帯となり、約1.5倍も増加していることがわかります。専業主婦が減り、家庭の事情を抱えながらパートタイムや時短で働く方が増えている現状が見えます。



今後、少子高齢化の問題もあり生涯労働人口は減少していくことが現実となってきており、女性の社会進出は市場経済においても今まで以上に推奨していくべきであり、課題となってくるのが「育児」と「仕事」の両立です。

この「育児」と「仕事」を両立しやすい家庭を育んでいく街「みせほ」として街の発展にもつながる取り組みが出来ないかと考えました。

「育児がしやすい街」となることで移住家庭の増加や、出産に対するリスク低下から出産率の向上、また女性雇用がしやすくなるため企業誘致等にも繋がって行くのではないかと考えます。

佐世保市の企業においても、育休をあげたくてもあげられない企業が多く存在しているのが現状です。育児と仕事の両立のしやすいサポートが存在すれば、このような企業の支えにもなるばかりでなく、佐世保市で働く方々の大きなサポートになってくるはずです。



子どもが小さいため働きにくい、育児保育施設がないため働けないという企業と育休世代の現実と意識を突きつけていく

## 2. 提言内容

### 提言Ⅱ 「育児のしやすい環境づくり」

育児のしやすい環境と考えると、様々な要因や課題があるかと思いますが、我々が今回注目したのは、「病児保育」についてです。

病児保育とは保育所や小学校等に通園している子どもが病気になったとき、仕事を休めない親に変わり病気の子どもの世話をするという意味で使われます。

病児保育には、以下の3つの事業類型があります。

- (ⅰ)『病児対応型・病後児対応型』: 地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業
- (ⅱ)『体調不良児対応型』: 児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業
- (ⅲ)『非施設型(訪問型)』: 地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業

(ⅰ)は病気にかかった子どもや回復途中の子どもを一時的に預かって、保育士さんや看護師さんが保育を行う事業のことを言います。

(ⅱ)は、保育中に子どもが体調を崩した場合に緊急的な対応を行って、保護者が迎えに来るまでの間の児童の安全を確保するものです。

(ⅲ)は、子どもが回復に至らない場合でも回復途中であっても、利用者の自宅に訪問して保育を行う事業です。

共働きで子育てをされた方は、保育所や幼稚園等からお子様が発熱をしたのでお迎えに来て欲しいと連絡を受けた経験があるのではないのでしょうか？子育てされていない方もドラマや映画等で仕事中に連絡がくる場面をご覧になられたことがある方も多いと思います。

そこで提言Ⅱでは「育児のしやすい環境づくり」に向けて、【1】病児保育施設の充実  
【2】病児タクシーの導入、以上2点について提言します。

## 【1】病児保育施設の充実

### ・佐世保市の病児保育の取り組み

佐世保市では5カ所の施設が「病児保育室」を運営しており、小学6年生までの児童が病氣中または病氣の回復期に集団生活が難しく、自宅での休養が望ましいと診断を受けたとき、保護者が就労等により自宅で保育をすることが困難な場合に「病児保育室」で一時的に預かってもらうことが可能になります。

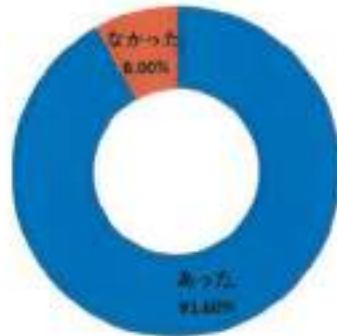
施設名	住所	電話
かんこ小児科 病児保育室	本宮町 4-8	37-5711
病児保育 ひよこハウス	稲荷町 20-10	31-7898
さいくさ小児科 病児保育室	権常寺1丁目 10-8	39-1906
いりだ小児科 病児保育室	万徳町 6-15	090-9557-6255
病児保育室 Teddy's (しまさきこどもクリニック内併設)	吉岡町 1747-5	37-8813

- 利用時間・期間:8時30分～18時00分、原則として1週間以内(医師の判断による)
- 休診日:日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他:病児の事情による場合など)

佐世保市ホームページより抜粋

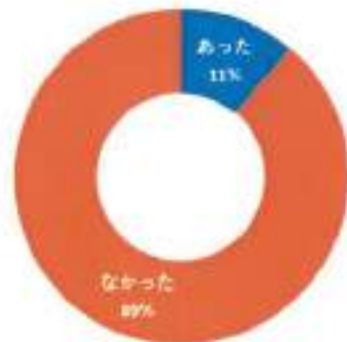
## 佐世保市の病児保育についてのアンケート

Q.この1年間に、お子さんが病気やけがで保育所・認定こども園を休んだことはありましたか？



質問中の方の皆さま以上に  
保育所・認定こども園を  
休ませたことがあります。

Q.その際に病児保育室を利用されたことがありましたか？



保育所・認定こども園を休ませ、  
病児保育室を利用された方も  
割合は約1割程度となっています。

回答すべし理由として

- ①病児保育室があることを知らなかった。
- ②近くに病児保育室がなく、交通手段もなかった。
- ③病児保育室から定員超過などにより断られた。

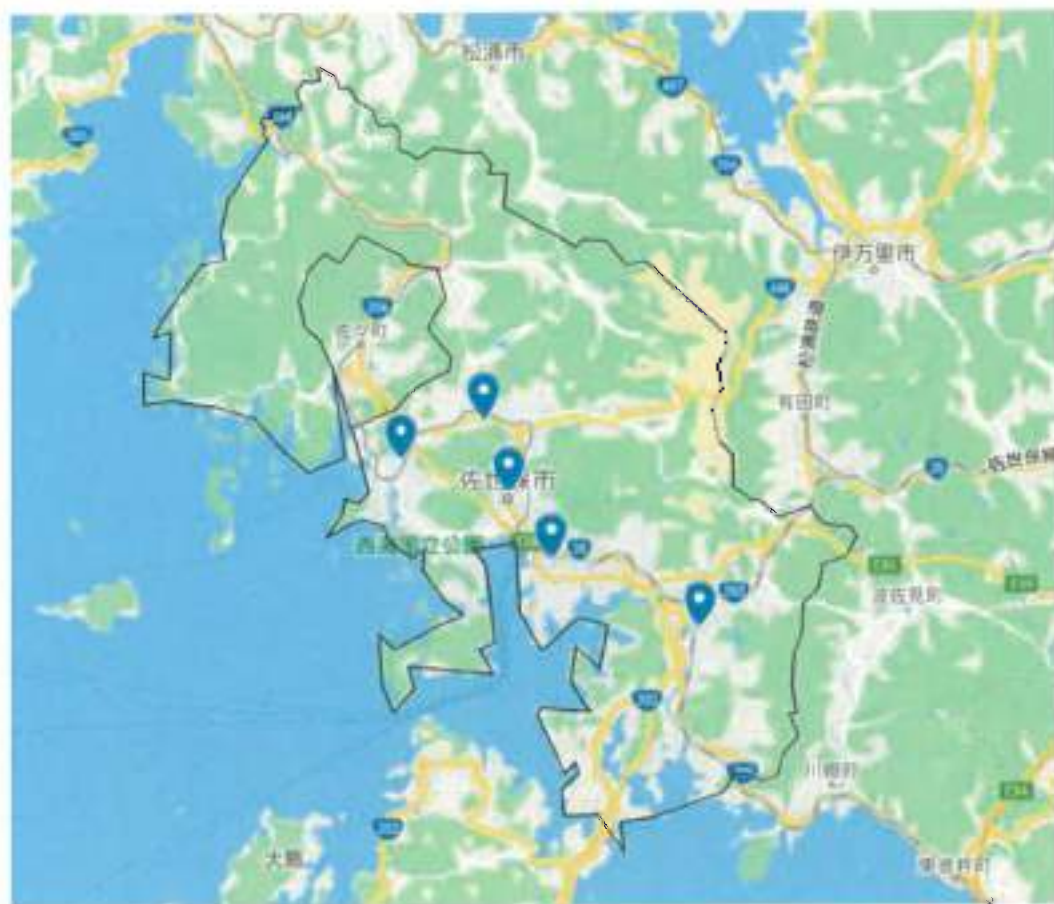
という病児保育室がまだまだ身近でないことがわかる理由もありました。

※平成28年11月21～12月5日まで佐世保市に対してアンケート結果は4枚特

#### ・現在の病児保育の状況

佐世保市内には5件ほど病院が運営している病児保育室があり、1日の料金は2,000円となっています。どの施設も前日までもしくは当日の朝までに予約することになっており、空きがある場合は予約無しで預けられ、仕事に戻ることは可能ですが各病院の病児保育室も、敷地の広さや人材の確保の問題で当日に必ず空きがあるとは限りません。

現状、病児保育を利用したい、利用しなければならないという状況になったときに、住所や仕事場の近くに病児保育者を待つ施設が無い、迎えやその後の診察に行く交通手段がない方も多くいらっしゃる事が考えられます。



※令和3年現在病児保育施設の設置場所

また、この地図を見てもわかる通り、5カ所しかない病児保育施設も佐世保市の中でも偏った場所にしか存在せず、遠方の施設を仕方なく利用しなければならないという状況が生まれている現状が考えられます。

このように病児保育の現状として病児保育をするための施設が地区によって足りていない問題を解決するために、病児保育が出来る施設を設置すること、そして病児保育を行う人員の問題について考えます。

### (1)各保育所や幼稚園に病児保育室設置

1番多い要望として「通わせている保育所等でそのまま預かって欲しい」があり、各保育所別に病児保育室設置が出来るのが最良であると考えられます。

**保育環境改善等事業**

〔保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度分補：40；他府の対応 → 令和4年度設置費収：469億円の対応〕

【趣 旨】 生活圏において、子育てを支えるために必要な子育てや育児支援事業（非営利活動）を実施するために必要施設の整備等に必要経費の一部について支援する。

【実施主体】 本区町村、特別区等を指定する事

【対象事業】 ①子育て支援事業 ②施設整備等とされている事業と施設

1. 指定自治体等（自治体等）
  - ①保育所等整備促進事業
    - ・保育ニーズが高い地域において、保育所等を整備するため、既存施設の増築等を行う事業
    - ・新規保育事業（0歳未満児対応等）設置促進事業
    - ・児童発達支援（0歳未満児対応等）の整備に必要な整備を行う事業
  - ②児童発達支援事業
    - ・指定の児童発達支援において、児童発達の課題を克服するために必要な整備を行う事業
  - ③分門性事業
    - ・保育所分門の整備を促進するため、保育所が設けなければならない設備を整備を行う事業
  - ④中産層支援事業
    - ・中産層対策として、保育所等に施設整備を促進するための整備を行う事業
  - ⑤安全対策事業
    - ・安全対策として、保育所等の事故防止対策に必要な設備の備えの購入等を行う事業
  - ⑥自治体職員等（0歳未満児対応施設）派遣事業
    - ・病児保育等（0歳未満児対応）を実施するために必要な施設の整備等を行う事業
  - ⑦保育一時預かり推進事業
    - ・緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業
  - ⑧保育所施設等サブリース制度等における見込見込入れ支援事業
    - ・施設使用のサブリースを行う場において、施設使用のサブリースを円滑にしている施設等に一時預かり等を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
2. 指定自治体等（民間事業者）
  - ①民間保育施設整備促進事業
    - ・民間保育施設整備促進のために必要経費の一部を補助する事業

【補助対象経費】 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿

【補助対象】 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿

【補助対象】 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿

【補助対象】 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿

28

※厚生労働省 令和4年度保育関係予算概要要求の概要から抜粋

保育対策総合支援事業費補助金が前年度から67億円増額していることから、国が保育事業に力を入れていることがわかります。

保育環境改善等事業の基本改革事業の②病児保育保育事業(体調不良時対応型)設置推進事業の病児保育事業(体調不良対応型)を実施するために必要な改修等を行う事業とあり、既存の保育所等の改修等に利用可能ではないかと考えられます。

体調不良対応型の場合ですと実施場所は保育所又は医務室が設けられている、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること、「病児保育事業の実施について」の一部改正についてより参照以下※1と表記)と定められており幅広い事業所で補助金が適応可能だと考えられます。  
職場を早退せずに済むことは心理的不安を取り除くことになり、職場での他の従業員への負担軽減にも繋がります

職員の配置ですが、(※1)看護師等を1名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2人程度とすること、と定められており、また(※1)本事業を担当する看護師等は、実施保育所等における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと、と定められており専門の職員が常駐の必要があります。  
人員確保のために行政の事業所に対しての補助金、助成金が必要と考えます。

(2)空き家を活用し病児対応型・病後児対応型の施設を新設

保育所等整備交付金

(令和3年度予算) 4,87億円 → (令和4年度概算) 5,33億円・申請募集

【趣 旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音設備の整備に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

(※) 市区町村が作成する保育所等の整備計画(市区町村整備計画)による整備費の算出に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

【対象事業】

- ・保育所整備事業
- ・認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・小規模保育事業
- ・防音設備事業
- ・幼児教育施設整備事業

※申請要件

新型コロナウイルス感染症等感染予防のため、大規模保育施設等に感染防止のための設備(トイレ・調理場等の防臭化、本館給水の給水の設備等)を新設し追加。(事業費300万円以上のものを主対象)  
 防災・防災、国土強靱化のための5か年追加対策に必要経費。

【実施主体】

市区町村

【申請主体】

社会福祉法人、日本赤十字社、公益財団法人、公益財団法人、学校法人等  
 (保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】

国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4  
 (親子育ち安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)  
 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

20

保育所等改修費等支援事業

(保育所施設自主整備補助事業 令和3年度予算：4,02億円の内訳 → 令和4年度概算：4,69億円の内訳)

【趣 旨】

高齢物件を活用して保育所等を設置する場合や、幼稚園において園舎増築から保育所を併設する場合、認可保育園の増設や増設の設備等が整備不足を解消するための必要な改修費等の一部を補助する。

(※) 認可保育園の増設や増設の設備等が整備不足を解消するための必要な改修費等の一部を補助する。必要の改修費等の一部を補助する。平成24年に創設。

【対象事業】

- (1) 認可時における保育所等改修等支援事業
- (2) 小規模保育改修等支援事業
- (3) 幼稚園における事業所増築等改修費等支援事業
- (4) 認可保育園の増設等支援事業
- (5) 認可時以降の増設等支援事業

【実施主体】

市区町村

【補助基準額】

※ 広域共同実施計画案件、24年度以降の補助額に準じて申請する等、一定の要件を満たす場合は

(1) 新設または増設等の場合		
1階建てあり(増設) 専有面積以下	5,000千円	(1) 20,000千円、(2) 25,000千円
1階建てあり(増設) 専有面積以上400㎡以下	27,000千円	(1) 32,000千円、(2) 35,000千円
1階建てあり(増設) 専有面積以上	55,000千円	(1) 60,000千円、(2) 63,000千円
2階建てありの場合(1階建てあり)		
(2) 1階建てあり	22,000千円	(1) 27,000千円、(2) 30,000千円
(3) 1階建てあり	22,000千円	(1) 27,000千円、(2) 30,000千円
(4) 1階建てあり	22,000千円	(1) 27,000千円
(5) 2階建てで行う場合	1階建てあり	22,000千円
	1階建てあり	2,400千円

※ 定額交付金。補助費等の助成率を算出して補助基準額を算定する。

【補助割合】

(1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4  
 (5) 国：1/2、市区町村：1/2

(親子育ち安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

(1)～(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4  
 (5) 国：2/3、市区町村：1/3

21

※厚生労働省 令和4年度保育制度手帳概要要求の概要から抜粋

佐世保市では約5200棟以上(平成27年度佐世保市住宅実態調査)の空き家があり、佐世保市空家等対策計画概要でも、空き家等の活用の例として子育て支援をあげています。



## 佐世保市空家等対策計画【概要】

### Ⅰ 空家等に関する対策の実施に関する基本的な方針

① 総合的な空家等対策の実施  
小2、空家等の状況に応じ、適正管理の観点から対策を総合的に実施する。

② 所有者の責任確保  
公共性の高い空間への影響のある空家等の所有者に対して積極的な指導を行う。法的措置を行う際には公平性の確保に努める。

③ 地域や民間団体等と連携し、地域住民の福祉と地域・民間の活性化、さらにはその発展に努めること等について、考え、協議して実行可能な案を定める。



### Ⅱ 空家等の活用

① 空き家バンクサイト(お宝探し)

② 空き家のリフォーム等

③ 居住者の体質や生活状況

④ 空き家に対する活用事例  
・事例①: 市民活動拠点の活用、子育て支援施設、福祉施設、児童福祉施設、動物病院の併設など



### Ⅲ 特定空家等に対する対策

基本的な対策フロー

1. 空家等に関する調査・情報収集

2. 特定空家等(権利関係等)の調査

3. 所有者等への連絡・交渉

4. 活用促進

5. 特定空家等(2人調査)の調査・活用

6. 活用への促進が難しい場合

7. 撤去

8. 解体

9. 行政的執行

10. 法的執行

11. 関係者と関係者全員の経過

### 空家等の活用

市内の空き家・空き店舗の活用を促進し、地域活性化を図る。また、空き家の活用を促進し、地域活性化を図る。また、空き家の活用を促進し、地域活性化を図る。

活用促進の取組

① 空き家バンク(お宝探し)の活用

② 空き家のリフォーム等

③ 居住者の体質や生活状況

④ 空き家に対する活用事例

※佐世保市ホームページの掲載

佐世保市空家等対策計画に基き保育所等整備交付金、保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業を利用することで施設設置が可能でないかと考えられます。各小学校区内に最低1棟あるのが理想だが、立地条件なども加味する必要があります。

病児対応型・病後児対応型の場合、実施場所として(※1)病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次のア～ウの基準を満たし、市町村が適当と認められたものとする。

ア 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

イ 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用して可差し支えないこと。

ウ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

と定められており、2階建ての家屋だと1階は通常保育をし、2階は病児保育室といった専用スペースを設けることができます。平屋でも仕切りがあるため対応可能です。また調理スペースは台所が既にあるため対応可能です。

空き家を活用することで倒壊の恐れもなくなると思われれます。また賃貸物件とすることで家主の収入増加、住世保市の税収増加にも繋がると考えられます。

職員の配置ですが(※)病児、病後児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごす環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置することと定められておりますが、保育士及び看護師等の職員配置については、常駐を原則とする。

ただし、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。

A 利用児童がいる時間帯の場合 (a)～(d)の要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。

(a) 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないよう、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。

(b) 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所とが近接していること。

(c) 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることのできる職員体制が確保されていること。

(d) 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

B 利用児童がいない時間帯の場合利用児童が発生した場合に連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されている場合は、利用児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としない。

(注)保育士及び看護師等の2名以上の体制で行うことを原則(必須条件)とするが、以下の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、職員の配置要件を満たしているものとする。その際、本規定に基づき事業を実施する市町村は、事業実施に係る要綱等で定めるところにより、その提供する病児保育に係る情報を公表しなければならない。と定められており、近隣病院や保育所等と連携が取れていれば常駐の必要がないということです。つまり、病児保育を充実させるためには関連各所の連携の協力構築が必要不可欠です。

- (1) 各保育所や幼稚園に病児保育施設設置
- (2) 空き家を活用し病児対応型・病後児対応型の施設を所設

(1)、(2)いずれの場合でも施設が出来た後の人員確保という面が問題になることが予想されます。

そこで、現在退職されている元看護師、元保育士を利用児童がいる場合のみ派遣し保育して頂くという事業も必要だと考えます。仮称として育児保育派遣事業とします。

育児保育派遣事業の概要としては行政の窓口で必要書類を提出後に登録し、利用児童がいる場合行政から登録者に連絡し対応可能な登録者は育児保育施設に向かうという内容です。

施設としても、毎日病児が何人来るか分からない状態で預かるための場所の確保、人員の確保をしなければならないという現状があるために、施設の充実を図るにはとても難しい状況であると言わざるを得ません。

人員の確保という面においてはこの育児保育派遣事業があれば改善できるのでないかと考えています。

## 【2】病児タクシーの導入

保育所等でお子さまが体調不良となった際、保護者が仕事等で迎えに行くことができない場合、病児保育施設の看護師又は保育士が保護者の代わりに迎えに行き、診察後、病児保育施設に一時的にお預かりする事業、【1】での施設を増やせない場合など既存施設をもっと利用してもらう為の提言です。



## 病児タクシー利用の流れ

### 事前登録

利用希望者は、事前に児童の情報等を施設に必ず登録しておく(複数登録可)

- ① 病児が出た場合にまずは保育施設等から保護者へ連絡をする。
- ② 保護者から病児保育施設へ連絡をして、病児タクシーの依頼をする。
- ③ 病児保育施設から利用可否の連絡をもらった上で保護者から保育施設へ病児タクシー利用の旨を伝える。病児保育施設はタクシー会社に連絡する。
- ④ 連絡をもらったタクシー会社は病児保育施設にタクシーを派遣する。
- ⑤ 病児保育施設に到着後、看護師を乗せて依頼のあった児童を迎えに行く
- ⑥ 医療機関にて診察を行い、その後病児保育施設にてお預かりをする。

### 保護者の迎え

保護者は、病児保育施設に児童を迎えに行く。タクシーでの自宅送迎は無し

### 利用料金

・送迎に係る経費(タクシー代等)	無料
・診察に係る経費(受診料等)	実費
・病児保育の利用料	2,000円

## 事前登録書

The image shows two pages of a registration form. The left page is titled '児童福祉施設登録書' (Childcare Facility Registration Form) and contains various fields for facility information, including name, address, and contact details. The right page is titled '児童福祉施設情報シート' (Childcare Facility Information Sheet) and contains a table with columns for facility name, address, and other details. Below the table are several sections for additional information and signatures.

こちらは現在の佐世保市の病児保育室を利用する為の利用登録書です  
これだけでは病児タクシーを行うには不十分と考えられるので、新潟市の送迎登録書のような送迎用の登録書も必要だと考えます。

また空き家を活用した病児保育室の場合、預ける前に診察をしてから預けるので病児保育室の職員への引き継ぎとして、医師連絡費も必要になると考えられます。



## 病児タクシーの効果

病児タクシーを利用できることで、育児をしながら働く方に対しての子供に何かあれば早退を申請しなければならないなどの、心理的な不安を改善することが出来ます。パートやアルバイトの仕事は時給なので早退した場合、収入が減ってしまいます。早退せずに済めば収入も安定し、雇用の安定にも繋がると考えられます。また、色々な病気が流行してしまった場合に普段の預かり先が一杯で断られるなどの事例も多少改善されると考えます。

有事の際にすぐ病院にかかることが出来るような環境が整っていくことで、育児をしながら仕事をする方への一助となっていきます。



※長崎県TPPより転載

またそういった環境を自治体が主導することが企業や移住者が増える要因となり、地域経済も発展すると考えられます。特に佐世保市においては創業支援を推進しており、全国的に見ても極めて高水準の金銭面の優遇や補助をされています。金銭面以外の部分へ不安を持つ創業希望者へのアプローチにも繋がると考えます。



これは昨今色々な場面で掲げられているSDGs(持続可能な開発目標)の観点においても非常に重要で、若い世代が少ない人数で、なおかつ育児をしながら仕事をする環境を整えることで、佐世保市でのさらなる創業者の創出や、共働き世帯の出産などで人口減少の抑止にも繋がると考えられます。

## 長崎県におけるSDGsの位置づけ

SDGsの「持続可能な、誰一人取り残さない」社会の実現という理念は、本県がこれまで進めてきた各取組と方向性は合致するものであり、新たな発展と進めていくうえで重要な視眼であります。地理、教育、経済、まちづくりなどの様々な分野において、SDGsの理念をさまざまな取組を推進することで、県民が安心して暮らせる持続可能なまちづくりと地域活性化を実現してまいります。

### <実現するための3つの柱>

<p>地域で活躍する人材を育て、 未来を切り拓く</p>	<p>若年層（めざす姿）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県内企業にマッチ、働きやすさ・環境づくりが就業先選定の決め手・価値・価値と、活躍している。</li> <li>● 後継者が確保し、地域や企業に担い手となって、地域全体も支えている。</li> <li>● 県民が前向きであり、結婚、妊娠・出産し、安心して子育てのできる社会となっている。</li> <li>● 誰もが活躍を許す多岐、互いの人材が得意な業種、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる地域共生社会を実現できている。</li> </ul>
<p>力強い産業を育て、 活力あるしごとを生み出す</p>	<p>新産業（めざす姿）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● オープンイノベーションの取組が活発となり、新たな産産産産を創出した企業・事業者の増加、新産の創出が促進されている。</li> <li>● 本県ならではの魅力と特長した「観光まちづくり」や、外国人、帰郷者、高齢者など誰もが安心して旅行を楽しめることができる持続可能な観光まちづくり、観光客の誘致や観光振興が活発し、地域や観光産業が活性化している。</li> <li>● スマート県民、スマート産業の導入により、生産性の向上、労働環境が改善され、所得が向上することで、多くの企業が成長できる産業として確立している。</li> </ul>
<p>豊や価値のあるまち、 持続可能な地域を創る</p>	<p>州で成長（めざす姿）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 変化した行政組織のもと市町の行政サービスが提供され、地域活動を行う多様な主体が生まれ、人口減少に耐える持続可能な地域づくりが進んでいる。</li> <li>● 九州旅の成長のモデル（武雄温泉～本間）の両面により、県民の人口の拡大が図られ、地域が活性化している。</li> <li>● 内閣府により、成長・発展の新しいアジア地域を中心に世界中からつなぐまでになんかの力を生み出すことで、少子高齢化による観光・地域経済の停滞、良質な観光の創生の好循環が生まれている。</li> <li>● 県民一人一人の自主的起業家や企業家意識の醸成が図られ、県民が安心して暮らしている。</li> </ul>

※長崎県HPより抜粋

## 長崎県のSDGsと佐世保市のSDGs

このSDGsの視点は長崎県においても重要視されており、SDGsの位置づけとして実現するための3つの柱を掲げられています。

そのなかの一つの柱である、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」の中にもある様に働きやすい職場づくり、創業などによる移住者の増加、妊娠・出産や子育てが安心してできる環境づくりは今後の自治体において大きな課題となっており、病児タクシーはこの環境を整えるための方策として特に有効であると考えます。

また、仕事をしている方が安心して休まずに働ける環境は労働人口が減少の一途をたどる現況、今後も経済活動を継続していくための方策の一つとしても役立つと考えています。佐世保市としてもSDGsへの取り組みを実施していくことはもちろん、取り組みを打ち出しアピールしていくことも大切になっていきます。病児保育に対する取り組みだけでなく、育児と仕事ができる環境を整えた街になることは労働人口の維持という意味合い以上に佐世保市の行政をアピールする機会ともなり、広報にも大きなメリットになると考えています。

## 佐世保商工会議所青年部としての取り組み

この病児保育に関する提言においてはこういうサービスがあるという案内と普及活動が特に大切になると考えます。会員企業がこういったサービスを利用することはもちろんですが、佐世保商工会議所青年部は研修活動を定期的に行っているので、起業家・経営者の方々に対して現在の病児保育の内容や利用方法などを伝え、それを会社としてどう生かすかなどのセミナーを行うことで、出産や育児を控えた従業員への理解ができ、不安のない対応や人員確保を行いやすくなると考えます。育児をしている家庭の会員が多いので、夫婦双方に呼びかけをし、経営者としての意見、親としての意見どちらも聞くことが出来ると思います。

### 3. まとめ

共働き世帯の割合が増え、家族の在り方が多様化する中で、それぞれの家庭、家族に様々な問題や不安があることがわかりました。  
佐世保商工会議所青年部としては、その中でも企業に関連するテーマとして、病児保育について考えました。病児保育施設が充実することにより、育児口の方の雇用がしやすくなったり、従業員の出産時の雇用継続がしやすくなったりと地域商工業に対しても大きな効果があると考えます。

一方で病児保育施設が佐世保市内に5カ所しかないという現状は、5カ所しか対応できる場所が無かったとはいえ、病児保育施設の運営が難しいことを表しています。病児保育が日の患者数の増減に振り回されずに運営できることこそが育児をしながら働く方への不安解消につながります。  
まずは病児保育施設を増やしていくことだと考えます。その中で付随してくる人員の部分は登録制にすることで現在働いていない方への労働を促すことにつながり、運営施設の負担も軽減できます。近所に病児保育施設がある佐世保市を目指しつつ、病児タクシーの送迎サービスを拡充させていくことで、行きつけの小児科を利用しながら近くの病児保育室で預かってもらうなど様々なニーズに合わせた病児保育が実現できると考えています。

病児保育が出来る環境づくりは育児という大きなくりの中においてはとても小さな一歩かもしれませんが、SDGsの項目にもある、住み続けられるまちづくりを達成する為にも大切な一歩になると考えています。  
SDGsについては、今後取り組みが必要なものとして色々な場面で耳にするようになりました。是非佐世保市としても仕事と育児が出来る環境づくりで、労働人口を確保しつつ、住みやすい街のアピールをしていただきたく考えています。

## □おわりに

政策提言書を作成するにあたり、今年度政策提言委員会では前年度までに出された提言テーマなどを改めて共有すること、次年度以降に引継ぎをしっかりとしていくことで、次年度以降の提言内容に厚みを持たせていくことを特に意識しました。

地元消費・バイローカル意識の向上を促す取り組みとして、「継続的な地域振興券を発行する取り組み」という提言テーマを取り上げたのは、佐世保市としても今までに複数回取り組まれており、実際に結果、データが出ていること、親会である佐世保商工会議所が大きく関わっていて、我々青年部としても提言の出しっぱなしにならず、実現する過程の中で何かしら関わって行けるとの思いからです。前年度も課題になっていたコロナ禍における経済対策も急務となっており、前年度に提出された提言書の中から特に今年度も必要なテーマとして改めて取り上げさせていただきました。

また新たなテーマとして「育児と仕事ができる佐世保市」という提言も提出させていただきました。今回は育児保育について特に考えましたが、地域商工業を支える若手経営者としても自分の家族や、従業員、今後佐世保で働く方々が出産や育児のことで悩まない環境づくりは、経営者の視点親の視点どちらから見ても必要なことではないかと考えています。

昨年 SIGsを原動力とした地方創生をうたわれることも増えてきました。行政機関と連携を取りながら持続可能な地域づくり、住みやすい郷土づくりを目指して共に活動していきたいと考え、本提言書を作成いたしました。

今後とも地域の為の活動を協働させていただきたいと考えております。

最後に、このような社会情勢の中で今年度も意見交換をさせていただき、多大なるご理解とご協力を頂きましたことを厚く御礼申し上げますとともに、行政機関関係者の皆様方を通じて今回の提言書をまとめることができ、重ねて心より感謝申し上げます。

佐世保商工会議所青年部  
担当副会長 山口 貴史

政策提言委員会  
委員長 古賀 久貴

## □付 録

### 令和3年度政策提言委員会 名簿

政策提言委員会	担当副会長	山口 貴史
政策提言委員会	委員長	古賀 久貴
	副委員長	塚元 佑輔
	委員	足立 香奈子
	委員	一瀬 港
	委員	上田 健一
	委員	采井 洋介
	委員	高田 卓司
	委員	馬場 博海
	委員	松川 幸平
	委員	松本 宇央